

議案第50号

城陽市自治功労者表彰の同意を求めることについて

城陽市自治功労者として次の者を表彰したいので、議会の同意を求める。

令和4年9月8日提出

(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1. 第2条第3号該当者

○ 氏 名 土居 一豊

2. 第2条第6号該当者

○ 氏 名 秋山 達

3. 第2条第8号該当者

○ 氏 名 青山 浩然

○ 氏 名 伊保 弘一

○ 氏 名 上田 康博

○ 氏 名 沖 圭子

○ 氏 名 楫谷 光子

○ 氏 名 木村 政男

○ 氏 名 久留米 正子

○ 氏 名 小松 たか子

○ 氏 名 田島 茂

○ 氏 名 谷 直 樹

○ 氏 名 田 村 順 代

○ 氏 名 中 川 一

○ 氏 名 新 川 達 郎

○ 氏 名 樋 口 正 知

○ 氏 名 福 山 園 子

○ 氏 名 宮野 容次

○ 氏 名 連 容子

○ 氏 名 森脇 洋子

○ 氏 名 山口 伊津男

○ 氏 名 山崎 幸

提案理由

本市の自治に功労があった者を表彰したいので、城陽市自治功労者表彰条例（昭和30年城陽市条例第2号）第2条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

城陽市自治功労者表彰条例（抜粋）

第2条 次に掲げる者は市長又は市議会議長の推せんにより市議会の同意を得て功労者として表彰しこれを礼遇する。

(1)・(2) 略

(3) 満11年以上市議会議員の職にあつた者又はある者

(4)・(5) 略

(6) 満14年以上任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあつた者又はある者

(7) 略

(8) 前各号の規定にかかわらず本市の自治並びに公益に関し功績特に顕著なもの

参考資料

議案第50号中、城陽市自治功労者表彰条例第2条該当者の主な公職歴について

1. 第2条第3号該当者

○ どい かずとよ
土居 一豊

主な公職歴

城陽市議会議員

11年4月半

平成23年5月3日～現在

(2011年)

2. 第2条第6号該当者

○ あきやま いたる
秋山 達

主な公職歴

城陽市固定資産評価審査委員会委員

14年9月

平成19年12月26日～現在

(2007年)

3. 第2条第8号該当者

○ あおやま こうぜん
青山 浩然

多年にわたり保護司として、本市福祉行政の推進に貢献

○ いほ ひろかず
伊保 弘一

多年にわたり観光協会副会長、同役員として、本市観光行政の推進に貢献

- うえだ やすひろ
上田 康博

多年にわたり保護司として、本市福祉行政の推進に貢献

- おき けいこ
沖 圭子

多年にわたり保護司として、本市福祉行政の推進に貢献

- かじたに みつこ
楫谷 光子

多年にわたり青少年健全育成市民会議副会長、同評議員として、本市教育行政の推進に貢献

- きむら まさお
木村 政男

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

- く る め まさこ
久留米 正子

多年にわたりスポーツ推進委員副委員長、同委員として、本市教育行政の推進に貢献

- こまつ たかこ
小松 たか子

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

- たじま しげる
田島 茂

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

○ たに なおき
谷 直樹

多年にわたり保護司として、本市福祉行政の推進に貢献

○ たむら のぶよ
田村 順代

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

○ なかがわ はじめ
中川 一

多年にわたり都市計画審議会会長、同副会長、環境審議会副会長、
同委員として、本市まちづくり及び環境行政の推進に貢献

○ にいかわ たつろう
新川 達郎

多年にわたり環境審議会会長、同副会長として本市環境行政の
推進に貢献

○ ひぐち まさのり
樋口 正知

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

○ ふくやま そのこ
福山 園子

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

○ みやの よしつぐ
宮野 容次

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

○ むらじ 連 ようこ 容子

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

○ もりわき 森脇 ようこ 洋子

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献

○ やまぐち 山口 いっお 伊津男

多年にわたり青少年健全育成市民会議会長、同副会長、同評議員として、本市教育行政の推進に貢献

○ やまさき 山崎 みゆき 幸

多年にわたり民生児童委員として、本市福祉行政の推進に貢献